

蔵王町プレミアム付商品券事業特定事業者募集要項

1. 目的 消費税率の引上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、プレミアム付商品券を発行します。このため、蔵王町ではプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を利用できる事業者を募集します。※本事業では、町によって登録された事業者を「特定事業者」と言います。
2. 事業実施者 蔵王町
3. 募集要件
 - ①物販店・飲食店・サービス業のほか、その他町長が適当と認める業種の事業者。
 - ②応募期限は、令和元年8月30日（金）まで。
受付時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分まで。
 - ③別紙様式により、蔵王町あて登録申請書を提出し、登録証明書の交付を受けた事業者とする。
 - ④登録に関する個人情報等については、本事業においてのみ使用することとする。
4. 商品券の概要
 - ①販売期間：令和元年9月中旬～令和2年1月31日（金）
 - ②使用期間：令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
 - ③額面金額：1枚1,000円（釣銭は出ません）

【商品券が使用できるもの、使用できないものの例示】

使用可（○）	使用不可（×）
<ul style="list-style-type: none">・ 飲食料品、日用品、雑貨、書籍、雑誌、湿布、絆創膏などの市販薬など・ 飲食代、宅配などのサービス代・ 公的医療保険、介護保険の自己負担分 ※内科や歯科などの自己負担分にも使える・ 学習塾や各種スクールの授業料、教材・ 建築、水道、電気等の工事代・ 自動車等の整備、修理代・ 農産物直売所の購入代	<ul style="list-style-type: none">・ 不動産、金融商品、たばこ・ 性風俗関連特殊営業において提供される役務・ 商品券、プリペイドカード、ICカードへのチャージ・ パチンコ、スロット、公営ギャンブル・ 家賃、駐車場代、駐輪場代・ 税金の支払い

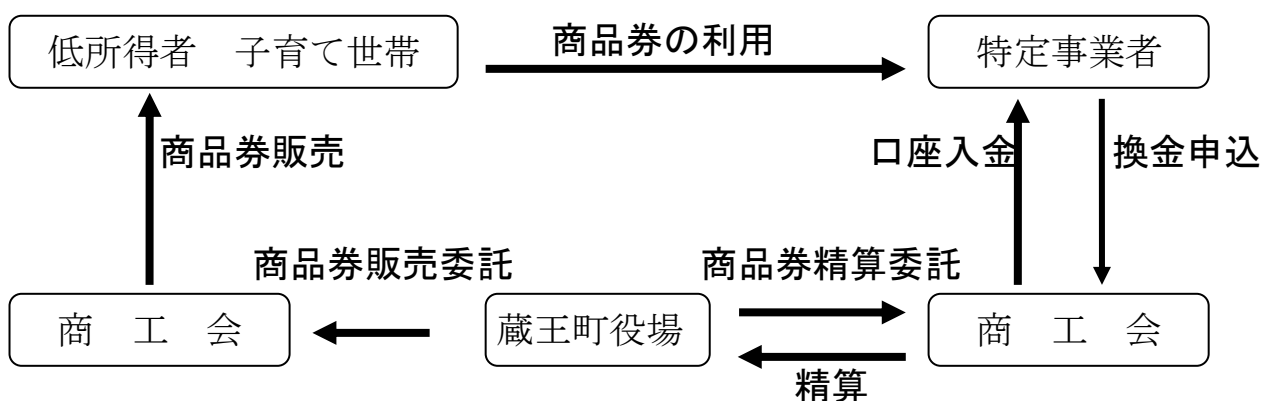
5. 手数料

登録申請手数料、商品券の換金手数料ともに無料

6. 商品券の換金方法

- ①特定事業者は、蔵王町商工会へ商品券及び請求書を持参し、後日、蔵王町商工会から指定された口座に、2週間から1か月以内に振り込みます。
- ②換金する場合の送金先口座については、特定事業者本人又は法人名義の口座に限ります。
- ③利用された商品券の裏面に、特定事業者の名称を押印、若しくは記入して下さい。

7. 基本的な流れ



8. 留意事項

- ①商品券の第三者への転売及び譲渡が疑われるケースを除き、商品券の使用を拒むことはできません。
- ②商品券の交換、譲渡及び売買は禁止されています。
- ③商品券の第三者への転売及び譲渡が疑われる場合などは、町に通報すると共に、利用者に使用できない旨をお伝えください。
- ④町から商品券の使用等について照会があった場合には、誠実かつ迅速な対応をお願いします。
- ⑤法令及び蔵王町プレミアム付商品券事業実施要綱を、遵守及び協力いただけない場合には、特定事業者の登録を取消す場合があります。
- ⑥商品券の盗難及び紛失、滅失等に対し、蔵王町はその責任を負いません。
- ⑦使用期限（令和2年2月29日）を過ぎた商品券は、無効になります。
- ⑧複製した商品券は、無効ですので、目視による確認を徹底して下さい。
- ⑨疑義が生じた場合は、蔵王町保健福祉課あて相談下さい。

9. 問合わせ先 蔵王町保健福祉課 ☎0224-33-2003

(様式1)

令和 元年 月 日

蔵王町長 殿

申請者 _____ 印

蔵王町プレミアム付商品券事業に係る特定事業者登録申請書

蔵王町プレミアム付商品券事業実施要綱第10条の規定により、特定事業者の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ			
	事業所名称			
	事業所 所在地	(郵便番号 _____)		
	電話番号		種別	法人 ・ 個人
	携帯電話			
	フリガナ 代表者氏名		生年月日	年 月 日
			職 名	
	特記事項			
商品券代金 振込先口座	_____銀行・農協・信金・信組・労金_____支店 種 別 : 普通・当座・その他 (_____) 口座番号 : _____ 口座名義 : _____ ※申請者名義の口座に限ります。			